

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

杵築市

1 促進計画の区域

杵築市における、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の区域は、杵築市全域（旧杵築市・旧山香町・旧大田村）とする。

1（別紙地図に記載のとおりとする。）

2 促進計画の目標

杵築市は国東半島の南部に位置し、緑豊かな山間地域と別府湾・伊予灘を望む海岸地域を併せ持つ、自然風土に恵まれた土地に約 2,400h a の耕地を保有している。

本市は瀬戸内型気候に属し降水量が少く、火山灰地質の中にある。河川は短く、急勾配であることから、短時間のうちに降水が海へ到達するため、河川からの利水が難しく、古くからため池を連携して、少ない水を確保しての営農が特徴である。また、ため池を利用した営農システムは「国東半島宇佐地域世界農業遺産」として認定されている。

このような気候の中で、平野部では米・麦・大豆を中心とする水田農業が営まれており、丘陵樹園地で柑橘類が主に生産されている。温暖な気候を利用した施設園芸では、ハウスみかんを筆頭に、いちご・こねぎなどの野菜類、キク・バラなどの花き類が生産され、県下でも代表的な産地となっている。

本市は、大きく以下の3地域に分けられる。

1. 旧杵築市地域

現況

本地域は従来、稲作経営及び柑橘・イチゴ・お茶等の生産が盛んに行われている。特にきつきハウスみかんブランドは全国的にも有名である。本地域においては中山間地域も多く、平場地域との生産格差を補正する取り組みを行う必要がある。また農家の高齢化も進んでおり、将来的な農地・農業用施設の荒廃が懸念される。

2. 旧山香町地域

現況

本地域は、水稻経営及び畜産が盛んに行われており、それぞれ山香米・山香牛ブランドとして定着をしている。本地域においても、中山間地域と平場地域における生産格差の補正や、農家の高齢化による農地・農業用施設の荒廃が課題となっている。

3. 旧大田村地域

現況

本地域は、国東半島の中央に位置する稲作地帯であり、鎌倉、南北朝時代に作られた、石造美術を中心とした多くの文化財や、1300年にわたって続く白髭田原神社のどぶろく祭りなどが有名な地域である。本地域においても、中山間地域と平場地域における生産格差の補正や、農家の高齢化による農地・農業用施設の荒廃が課題となっている。

4. 目標

現況を踏まえ、各地域において、法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を合わせて行うように働きかけることにより、多面機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	杵築市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業。
②	杵築市全域から、都市計画用途区域を除いた区域。	法第3条第3項第2号に掲げる事業。
③	農業振興地域内の農地	法第3条第3項第3号に掲げる事業。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつてはその区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し杵築市が必要と認める事項

(1) 1号事業

大分県、市町村、農業者団体等から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 2号事業

ア 対象農用地の基準

(ア) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の a の指定地域のうち b の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

a 対象地域

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域。
- ② 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき指定された半島振興対策実施地域。
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき公示された過疎地域。

以上を満たす市内全域とする。

b 対象農用地

(a) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(b) 自然条件により小区画・不整形な田

(c) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(d) 杵築市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田は 1/100 以上、畑・草地及び採草放牧地は 8 度以上の農用地。

イ 集落協定の共通事項

(ア) 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8 ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると杵築市長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(イ) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると杵築市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

ウ 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、杵築市の人・農地プランの認定農業者に定められた者など地域の実情に合わせて杵築市長が認定する者とする。

(3) 3号事業

大分県と杵築市、農業者団体等が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。